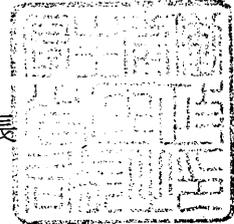


平成24年9月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」
の一部改正及び「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめ
について」の廃止について

非医療従事者を対象とした自動体外式除細動器（AED）の講習内容につきましては、これまで「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知。以下「医政局長通知」という。）により、また、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者、並びに講師養成のための自動体外式除細動器（AED）の講習内容につきましては、これまで「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」（平成16年8月16日付医政指発第0816001号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「指導課長通知」という。）により対応をお願いしてきたところです。

先般、（一財）日本救急医療財団と日本蘇生協議会が組織したガイドライン作成合同委員会において、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）がとりまとめた「心肺蘇生に関する科学的根拠と治療勧告コンセンサス（COSTR）」に基づき、我が国の新しい救急蘇生ガイドラインとして「日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010」が確定されるとともに、「救急蘇生法の指針2010（市民用）」がとりまとめられました。

さらに、今般、（一財）日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会において、非医療従事者を対象とした自動体外式除細動器（AED）の講習内容が見直されたことを受け、この趣旨を踏まえて既往の通知を改正し、本日から適用することとしましたので、その内容について御了知いただくとともに、管内の市町村（政令市・中核市・特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知していただくようお願いします。

なお、本件については、別紙2のとおり消防庁救急企画室から各都道府県消防防災
主管課あて事務連絡がなされていることを申し添えます。

また、本通知については、今後、(一財)日本救急医療財団ホームページ
(<http://www.qqzaidan.jp/>)に掲載される予定です。

記

既往通知の改正内容

- 1 医政局長通知の一部を別紙1の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 指導課長通知を廃止する。

「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>1～2 （略）</p> <p>3 一般市民を対象とした講習</p> <p>AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。</p> <p>講習の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。</p> <p>なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。</p> <p><u>4 業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習</u></p> <p>報告書第3の3の（4）において、「<u>非医療従事者のうち、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習</u>」は、「<u>その活動領域の特性や、実施の可能性の高さ、それまでの基本的心肺蘇生処置</u></p> | <p>1～2 （略）</p> <p>3 一般市民を対象とした講習</p> <p>AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。</p> <p>講習の内容及び時間数については、報告書別紙の内容によることが適当であること。</p> <p>なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。</p> <p><u>講師については、報告書第3の3の（2）の公的な団体において、関係学会の協力を得て作成するものとされている非医療従事者を対象とした指導教育プログラムの普及が図られるまでの間は、関連する基本的心肺蘇生措置及びAEDの使用に関し十分な知識・経験を有する有資格者とするものであり、関係団体等に協力を要請し、その確保に努めること。</u></p> |

の習得状況などに応じた適切な内容を盛り込んだ講習を行うことが期待される」とされていることを踏まえて、その講習の内容について別添2の通りとすること。特に、救急対応の義務のある業務に従事する者に対する講習は、当該講習の内容を満たすものであること。

5 講師養成のための講習

報告書第3の3の(2)において、自動体外式除細動器の使用に関する講習の講師について、「地方公共団体の消防担当部局や公的な団体が実施する一定の講習プログラムを終了した非医療従事者が、一般市民を対象とした基本的心肺蘇生処置の指導員となり、これまでも講習のすそ野を広げることに貢献している実績に鑑み、自動体外式除細動器の使用に関する教授法を含む指導教育プログラムを終了した者も講師として活用すべき」とされているほか、「公的な団体において、関係学会等の協力を得て、講師養成のための指導教育プログラムを作成し、その普及を図ることが適当である」とされていることを踏まえて、その講師養成のための講習の内容については、別添3の通りとすること。また、当該講習の内容を終了した者も講師として活用するものであること。

6 効果の検証

非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知）」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

7 その他

(1) 別添2及び3の講習の内容及びその実施について、基本的な心肺蘇生処置及び自動体外式除細動器の使用に関し十分な知識・経験を有する医師による指導又は助言を適宜得ること。

(2) 講習内容は、各講習の受講者が身につけるべき最低限の内容

4 効果の検証

非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知）」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

5 その他

(1) 報告書の内容を踏まえ、指導教育プログラムが取りまとめられた際等には、必要に応じて追って通知するものであること。

(2) 関係省庁、関係団体、学会に対しては、当職より別途通知し

であるので、当該講習の内容について必要に応じて充実を図ることや、各団体等が実施している応急手当等の講習内容に組み入れることについては、差し支えないものであること。

(3) 事後検証の結果等を踏まえて、講習の内容やあり方について、関係学会等の協力を得て、公的な団体で適宜見直していくものであること。

ているものであること。

(3) 非医療従事者によるAEDの使用条件については、事後検証の結果等に基づき、講習のあり方等について適宜、見直すものであること。

自動体外式除細動器(AED)を使用する非医療従事者(一般市民)に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

| 大項目 | 小項目 | 到達目標 | 時間例(分) |
|------------|---------------------|--|--------|
| イントロダクション | コースの概説 救命の連鎖の重要性 | 救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する | 15 |
| 心肺蘇生(実技) | 反応の確認、通報、呼吸の確認 | 反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸を含む)が実施できる | 10 |
| | 胸骨圧迫(心臓マッサージ) | 有効な胸骨圧迫が実施できる | 15 |
| | 気道の確保と人工呼吸 | 気道の確保と人工呼吸が実施できる | 15 |
| | シナリオに対応した心肺蘇生 | シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる | 10 |
| 休憩 | | | 15 |
| AEDの使用(実技) | AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ) | AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する | 10 |
| | 指導者による使用方法の実際の呈示 | AEDの使用方法和注意点を理解する | 10 |
| | AEDの実技 | シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる | 35 |
| 知識と実技の確認 | シナリオを使用した知識と実技の確認 | 様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる | 45 |
| 講習時間計(例) | | | 180 |

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、到達目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

一定の頻度で対応することが想定される者のための自動体外式除細動器(AED)講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる
- 4 業務の中でのAEDの位置づけについて理解する

【講習内容】

| 大項目 | 小項目 | 到達目標 | 時間(分) |
|-------------|---------------------|-----------------------------------|-------|
| イントロダクション | コースの概説 | 救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を理解する | 15 |
| | 救命の連鎖の重要性 | 通報により口頭指導が得られることを理解する | |
| 心肺蘇生(実技) | 反応の確認、通報、呼吸の確認 | 反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸を含む)が実施できる | 10 |
| | 胸骨圧迫(心臓マッサージ) | 有効な胸骨圧迫が実施できる | 15 |
| | 気道の確保と人工呼吸 | 気道の確保と人工呼吸が実施できる | 15 |
| | シナリオに対応した心肺蘇生 | シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる | 10 |
| 休憩 | | | 15 |
| AEDの使用(実技) | AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ) | AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する | 10 |
| | 指導者による使用方法の実際の呈示 | AEDの使用方法和注意点を理解する | 10 |
| | AEDの実技 | シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる | 60 |
| 知識の確認(筆記試験) | 知識の確認 | 心肺蘇生とAEDに関する知識を確認する | 60 |
| 実技の評価(実技試験) | シナリオを使用した実技の評価 | 様々なシナリオに対応した心肺蘇生やAEDが実施できることを確認する | |
| 講習時間計 | | | 220 |

【留意事項】

- 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として試験の結果により内容の80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
- 講習対象者の活動領域等に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習をおこなうこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。

講師養成のための自動体外式除細動器(AED)講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を指導できる
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できるよう指導できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用するよう指導できる
- 4 効果的かつ質の高い講習を実施できる
- 5 受講生のニーズに合わせた到達目標の設定ができる
- 6 ガイドライン2010および救急蘇生法の指針を熟知し、それに従った指導ができる

【講習内容】

| 大項目 | 小項目 | 到達目標 | 時間(分) |
|-----------------|-------------------------|--|-------|
| イントロダクション | コースの概説 | 救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を指導できる | 20 |
| | 救命の連鎖の重要性 | 通報により口頭指導が得られることを指導できる。 | |
| 心肺蘇生の確認(実技) | 反応の確認、通報、呼吸の確認 | 反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸を含む)を確実にできること確認する | 15 |
| | 胸骨圧迫(心臓マッサージ) | 有効な胸骨圧迫を確実にできることを確認する | 15 |
| | 気道の確保と人工呼吸 | 気道を確保し人工呼吸が確実にできることを確認する | 15 |
| | シナリオに対応した心肺蘇生 | シナリオに対応した心肺蘇生を確実にできることを確認する | 15 |
| AEDの基本的原理と対処 | AEDの解説、問題対処法、メンテナンス | AEDの基本的原理について指導できる AEDに関する問題対処法、メンテナンスについて指導できる | 30 |
| 効果的なAED使用方法(実技) | 様々なシナリオに対応したAED使用方法 | 様々なシナリオに対応して、安全にAEDを使用できることを確認する | 60 |
| 休憩 | | | 15 |
| AED使用方法の指導法(実技) | ビデオあるいはデモによるAED使用方法 | ビデオあるいはデモによってAED使用方法を指導できる | 20 |
| | AED使用方法の実際の呈示 | 実際にAEDを呈示しながら、その使用方法と注意点について指導できる | 20 |
| | 様々なシナリオに対応したAED使用方法の指導法 | 様々なシナリオに対応したAED使用方法を指導できる | 60 |
| 休憩 | | | 15 |
| 知識の確認(筆記試験) | 知識の確認 | 心肺蘇生法とAEDに関する知識を確認する | 60 |
| 実技の評価(実技試験) | シナリオを使用した指導方法の評価 | 様々なシナリオに対応した指導法を実施できることを確認する | |
| 講習時間計 | | | 360 |

【留意事項】

- 受講の前提として、ガイドライン2010に準拠した心肺蘇生法指導者講習を修了していること。
- 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として試験の結果により内容の80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
- 受講者の活動領域等に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習をおこなうこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。

事務連絡
平成24年9月21日

各都道府県消防防災主管部（局）長 様

消防庁救急企画室長

非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の
使用に関する講習内容等の改正について（情報提供）

消防機関が行う応急手当の普及啓発活動につきましては「応急手当の普及啓発に関する実施要綱（平成23年8月31日消防救第239号消防庁次長通知）」（以下「実施要綱」という。）に基づき広く普及をお願いしているところであります。

特に医療従事者以外のAEDの使用については「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政指発第0701001号厚生労働省医政局長通知）及び「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」（平成16年8月16日付医政指発第0816001号厚生労働省医政局指導課長通知）に基づくところです。

このたび「日本版（JRC）救急蘇生ガイドライン2010」が確定されるとともに、「救急蘇生法の指針2010（市民用）」がとりまとめられことに伴い、厚生労働省医政局長から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」を別添のとおり一部改正するとともに「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」を廃止する旨の連絡を受けましたので情報提供いたします。

つきましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対しまして周知していただくようお願いいたします。

なお、新たな厚生労働省医政局長通知、別添1から3の留意事項において、それぞれの講習における再講習の期間を「おおむね2年以内の間隔」としてありますが、これは努力目標としての記載であり、当庁が示す応急手当の普及啓発に関する実施要綱における再講習の期間と矛盾するものではないことを申し添えます。

消防庁救急企画室
日野原・鮫島・佐々木・渡部
電話 03-5253-7529
FAX 03-5253-7539